令 和 ５ 年 ９ 月

決算特別委員会　総務分科会資料

（報告第１７号）

１　令和４年度福島市健全化判断比率及び資金不足比率報告の件【財政課】・・・ Ｐ．２～３

財　務　部

1．令和４年度健全化判断比率及び資金不足比率

市の財政状況を判断するため、以下の４つの健全化判断比率を求めることとなっており、その比率によって「早期健全化基準」（黄信号）と「財政再生基準」（赤信号）が定められています。福島市の比率は､いずれも基準以下でした。

（　）は令和３年度

区　　分	実質赤字比率・・・(１)	連結実質赤字比率　・・・(２)	実質公債費比率　・・・(３)	将来負担比率・・・(４)
福 島 市	－	－	2.3 (1.4)	2.7 (9.5)
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

上記、福島市の算定内容については、次ページをご覧下さい。

（１） 実質赤字比率

○一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率で、財政運営の深刻度を示す指標です。具体的には下記の算式により求めます。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 ※1}}{\text{標準財政規模 ※2}}$$

※1　一般会計等のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
　実質赤字の額とは、繰上充用額+支払繰延額+事業繰越額

※2　地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額を加算した額

（２） 連結実質赤字比率

○すべての会計を対象とした実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の運営の深刻度を示す指標です。
具体的には下記の算式により求めます。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 ※3}}{\text{標準財政規模}}$$

※3 （一般会計と公営企業以外の特別会計の実質赤字合計＋公営企業の資金不足額）が（一般会計と公営企業以外の特別会計の実質黒字額合計＋公営企業の剰余額）を超える場合のその額

（３） 実質公債費比率

○一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額（※4）に対する比率で、資金繰りの危険度を示す指標です。
具体的には下記の算式により求めます。

$$\text{実質公債費比率（３ヵ年平均）} = \frac{\{\text{地方債の元利償還金（繰上償還額等を除く）＋準元利償還金（※5）}\}－［\text{元利償還金に充当する特定財源の額＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}］}{\text{標準財政規模}－［\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}］}$$

※4　標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額

※5　準元利償還金とは、例えば一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金等のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるものなど全部で６項目です。
具体的には、次ページの実質公債費比率の分子欄の(2)～(7)が該当します。

（４） 将来負担比率

○一般会計等が将来負担すべき実質的な負担の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標です。具体的には下記の算式により求めます。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額}－［\text{充可能基金額＋特定歳入見込額＋地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額}］}{\text{標準財政規模}－［\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}］}$$

（５）資金不足比率

○公営企業毎ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率で、経営状況の深刻度を示す指標です。福島市では、水道、下水道、公設地方卸売市場、土地区画整理、農業集落排水、工業団地整備の各事業会計において、いずれも資金不足額はなく、資金不足比率は－(横線のバー)でした。
具体的には下記の算式により求めます。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額 ※6}}{\text{事業の規模}}$$

※6　・法適用企業：(流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産)　－　解消可能資金不足額
　・法非適用企業：実質赤字額＋支払繰延・事業繰越＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高)　－　解消可能資金不足額

◆経営健全化基準（早期健全化基準）：　20%

令和４年度 健全化判断比率の状況

比率の状況		
実質赤字比率	(%)	－
連結実質赤字比率	(%)	－
実質公債費比率（３カ年平均）	(%)	2.3
将来負担比率	(%)	2.7

実質赤字比率

区分		金額（単位：千円、%）
繰上充用額	(A)	－
支払繰延額	(B)	－
事業繰越額	(C)	－
標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）	(D)	60,708,743
実質赤字比率 ((A)＋(B)＋(C))／(D)		－

連結実質赤字比率

区分				金額（単位：千円、%）	資金不足比率（単位：%）
実質収支	一般会計等	一般会計	(1)	6,987,890	
		庁舎整備基金運用特別会計	(2)	0	
		母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計	(3)	19,066	
資金不足額又は資金剰余額	法適用事業	水道事業	(4)	4,837,406	－
		下水道事業	(5)	2,516,397	－
		農業集落排水事業	(6)	78,428	－
	法非適用事業	市場事業	(7)	36,808	－
		土地区画整理事業	(8)	2,531	－
		工業団地整備事業	(9)	30,903	－
実質収支	その他の特別会計	国民健康保険事業	(10)	1,533,647	
		介護保険事業	(11)	375,174	
		後期高齢者医療事業	(12)	11,148	
連結実質赤字額 ((1)～(12)) ※連結実質赤字額がない（黒字の場合）は、「－」と表記			(A)	－	
標準財政規模 注2（臨時財政対策債発行可能額を含む）			(B)	60,708,743	
注1 連結実質赤字比率 (A)／(B)×100				－	

注1. 連結実質赤字額は、赤字会計の合計値と黒字会計の合計値の絶対値であり、赤字の場合は整数値となる（黒字の場合は０（－）となる）。
注2. 臨時財政対策債は、地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第５条の特例として発行される地方債

実質公債費比率

	区分		金額（単位：千円、%）
分子	元利償還金の額（繰上償還額等を除く）	(1)	9,244,273
	積立不足額を考慮して算定した額	(2)	－
	満期一括地方債の１年当たりの元金償還金に相当するもの（年度割相当額）	(3)	－
	公営企業債の財源に充てたと認められる繰出金	(4)	2,419,617
	一部事務組合等の起こした地方債の償還に充てたと認められる補助金又は負担金	(5)	15,486
	債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの	(6)	24,240
	一時借入金の利子	(7)	－
	特定財源の額	(8)	2,450,137
	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	(9)	2,265,699
	災害復旧費等に係る基準財政需要額	(10)	4,444,889
	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	(11)	643,401
	小計 （(1)～(7)）－（(8)～(11)）	(A)	1,899,490
分母	標準税収入額等	(12)	47,353,512
	普通交付税額	(13)	11,046,633
	臨時財政対策債発行可能額	(14)	2,308,598
	(9)～(11)の額	(15)	7,353,989
	小計 （(12)～(14)）－(15)	(B)	53,354,754
実質公債費比率 （Ｒ４年度）(A)／(B)×100			3.56011

左の内訳	
(4)の内訳	金額（単位：千円）
・下水道事業	2,273,843
・水道事業	30,751
・農業集落排水事業	88,786
・その他の事業	26,237
(6)の内訳	金額（単位：千円）
・学校給食センター	5,338
・利子補給	18,902
・その他	-
実質公債費比率（令和２年度） (%)	1.28117
実質公債費比率（令和３年度） (%)	2.26124
実質公債費比率（３カ年平均） (%)	2.3

将来負担比率

		区分		金額（単位：千円、%）
分子	将来負担額	Ｒ４年度末一般会計等の地方債現在高	(1)	100,050,129
		債務負担行為に基づく支出予定額	(2)	20,870
		一般会計等以外の会計の地方債（公営企業債等）の元金償還に対する一般会計等負担見込額	(3)	25,675,796
		組合等の地方債の元金償還に対する当該団体の負担見込額	(4)	17,138
		退職手当支給予定額のうち一般会計等負担見込額	(5)	14,607,154
		設立法人の債務等に対する一般会計等負担見込額	(6)	1,330,589
		連結実質赤字額	(7)	－
		組合等の連結実質赤字額相当額のうち当該団体の一般会計等の負担見込額	(8)	－
	充当可能財源等	Ｒ４年度末の充当可能基金現在高	(9)	27,542,639
		充当可能な特定の歳入見込額	(10)	25,349,700
		地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	(11)	87,364,657
		小計 （将来負担額((1)～(8)) － 充当可能財源等((9)～(11))）	(A)	1,444,680
分母		標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む）	(12)	60,708,743
	算入公債費等	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	(13)	2,265,699
		災害復旧費等に係る基準財政需要額	(14)	4,444,889
		密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	(15)	643,401
				－
		小計 （標準財政規模(12) － 算入公債費等(13)～(15)）	(B)	53,354,754
将来負担比率 (A)／(B)×100				2.7

左の内訳	
(3)の内訳	金額（単位：千円）
・下水道事業	24,647,383
・水道事業	234,527
・農業集落排水事業	665,608
・その他の事業	128,278
(6)の内訳	金額（単位：千円）
・土地開発公社	1,330,589
(9)の内訳	金額（単位：千円）
・庁舎整備基金	4,193,296
・減債基金	5,674,683
・財政調整基金	6,625,552
・その他の基金	11,049,108
(10)の内訳	金額（単位：千円）
・公営住宅使用料	2,119,488
・都市計画税	23,077,203
・その他	153,009